

令和 4 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	2
2. 主税局における活用状況	4
3. 関税局における活用状況	6
4. 理財局における活用状況	8

政策評価の活用及び根拠法令

〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法3条及び4条）

〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画第8章第2節）
- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
 - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付
 - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
- (3) 財務省政策評価懇談会（3月）で、上記のそれぞれの主な活用状況について説明
また、予算編成におけるPDC Aサイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

1. 主計局における活用状況

政策評価の結果の反映状況

各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の必要性・有効性・効率性等について検証を行い、的確に反映。

◆ 主な反映事例

厚生労働省

長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること（うち、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業）

【反映額：▲23億円】

<事業の概要>

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、
・労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問コンサルティングの実施、
・働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信等の支援を行う。

<政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】

<目標>

・長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善を促進する。
・労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合 令和2年度までに100%

<実績>

令和2年度：60.5%

【政策評価結果のポイント】

周知用パンフレットの作成、配布による普及啓発や働き方・休み方改善コンサルタントによる企業への呼びかけ・支援等を行っており、数値は長期的には上昇傾向であるが、令和2年度の目標値には未達となった。特に中小企業における取組の遅れが認められることから、取組を一層推進していく。

<予算への反映内容>

中小企業への企業訪問コンサルティングについて、全国センターから都道府県センターでの実施に変更することで、商工会等との連携強化や地域の事情に応じたきめ細かな支援が可能であり、今般、都道府県センターへの機能の集約化・重点化を図った。

一方、全国センターは、働き方改革に関連する全国斉一的な制度の周知啓発等といった大局的な役割とするほか、企業訪問コンサルティングを行う場合は、オンラインによる対応を原則とすること等により、コンサルティング業務経費を縮減し、予算の効率化を図った。

環境省

放射性物質による環境の汚染への対処（うち、県民健康調査支援のための調査研究）

【反映額：▲0.1億円】

<事業の概要>

福島県における原発事故による放射線への健康不安は未だに続いており、長期にわたり住民の健康を見守る必要があるため、住民の健康管理が適切に行われるよう、福島県が行っている県民健康調査「甲状腺検査」後の保険診療に係る診断情報の収集を行い、得られた情報を分析し、甲状腺検査の充実に活かすための支援を実施する。

<政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】

<目標>

原子力被災者の健康確保、健康不安の解消

<実績>

福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。

【政策評価結果のポイント】

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実に図るとされており、引き続き、福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。

<予算への反映内容>

甲状腺検査において、医療機関での診療が必要であることが判明した方々を長期にわたりフォローアップするなど、支援の充実に図る一方、福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し、保険診療に係る対象者数の適切な見直し等を把握することで所要額を精査し、予算額を縮減した。

2. 主税局における活用状況

令和4年度税制改正における政策評価等の活用について

- 租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価(事前評価)を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「効果に関する分析・説明が不十分な評価書」等を公表している。
 - 財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。
 - ⇒ 税制改正プロセスでは、総務省による政策評価の点検結果や、財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を精査している。
- 令和4年度税制改正では、法人税関係租税特別措置(35項目)の見直しを行い、その大部分について、廃止または縮減を伴う見直しを行う。

<廃止した事例>

◆ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(抜粋) (令和3年11月 総務省行政評価局)

- **達成目標の実現にどのように寄与するかについての説明・分析が不十分であり、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか(措置の必要性)が明確でないもの**

《環境01》 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)

《措置の内容》 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人が、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、都道府県知事が通知する金額を(独)環境再生保全機構に維持管理積立金(特定災害防止準備金)として積み立てたときは、都道府県知事が通知する金額の60%を限度として、積立金の損金算入ができる。

達成目標

【評価書の記述】

維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる。また、維持管理積立金の未積立の割合がどのように変化をしているかを年度ごとに比較する。達成すべき目標については、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする。(後略)

◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、特定の廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分の終了時における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定の廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てることが義務付けられている。

将来の効果の予測

【補足説明の記述】

未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にすることで、維持管理積立金の全てが円滑な積立てが行われ、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。なお、令和2年度の未積立件数は9件(平成26年度は19件)、未積立割合は0.87%(平成23年度は1.78%)で着実に積立てが進んでいる。

維持管理積立金の積立ては法令で義務付けられているなかで、措置が、未積立をなくすという「目標」の実現に有効な手段であることの説明・分析が不十分
※補足説明は、措置を実施することと、積立てが進むことのつながりが引き続き明らかでない。

⇒ 総務省の指摘等を踏まえ、措置の必要性などの精査を行った上、**期限の到来をもって廃止。**

3. 関税局における活用状況

令和4年度関税改正における政策評価の活用

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、要望措置の必要性、要望措置による効果・妥当性等、政策の評価内容を記載した関税改正要望書の提出を求め、その内容を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っている。

具体的な事例

- 関税改正要望：バイオエタノールの暫定税率（無税）の適用期間の延長〈経済産業省〉

政策評価の内容等

《政策目的》

- ・ 経済産業省は政策評価書「6-4 環境」において、パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標の達成及び循環経済型社会の形成に向けた取組について、一層の推進を図る必要があるとしている。
- ・ 地球温暖化対策やエネルギー源の多様化の観点から、ガソリンの代替となるバイオ燃料の普及を促進。

《現状》

- ・ バイオエタノールは、さとうきび等のバイオマス原料から製造されるエタノールで、バイオ燃料としてガソリンに混合して使用される。バイオエタノールを使用していない場合と比較して、年間8万t-CO₂の削減効果がある。
- ・ 平成28（2016）年度改正において、①バイオエタノールは平成26（2014）年以降国内生産されておらず、利用促進のために輸入を拡大する必要があること、②バイオ燃料は通常のガソリンより製造コストが高く、コスト低減のためバイオエタノールの関税を無税とする必要があること、③今後の技術開発の進展によって、バイオエタノールの国内生産が再開される可能性があることを踏まえ、関税率（基本税率10%）を暫定無税に設定し、これまで延長してきている。

《要望措置の必要性及び検討》

- ・ 経済産業省政策評価書の政策目的も踏まえ、バイオ燃料の普及を促進する観点から、引き続き関税を無税とする必要がある。
- ・ 我が国においては廃パルプ等の非食料を原料とした次世代バイオエタノールの生産に取り組んでおり、今後、国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には、関税による国内産業保護が必要になる可能性があるため、引き続き暫定税率を適用する必要がある。
- ・ 以上を踏まえると、バイオエタノールの暫定税率（無税）の延長が適当である。

検討結果

令和4年度関税改正において、バイオエタノールの暫定税率（無税）の適用期間を1年間延長することとした。

4. 理財局における活用状況

令和4年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

要求の審査にあたり、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から検証を行い、財政投融资計画に的確に反映。

◆ 主な活用事例

《株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務・中小企業者向け業務)》

- 新型コロナウイルス感染症への対応を含めた中小・小規模事業者向け融資業務

<施策の概要>

- 新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある中小・小規模事業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、ポストコロナを見据えた様々な経営課題（事業承継・デジタル化等）への取組に対する支援。

<要求省庁・機関における政策評価>

① 政策的必要性

新型コロナウイルス感染症への対応を含め、中小・小規模事業者に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として、主務大臣が定める政策的緊要性の高いものについて、金融面から支援している。

② 民業補完性

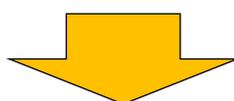
信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応し難い小規模事業者や、国の重要な中小・小規模事業者向けの政策に基づき、制度融資を行っている。また、個別案件においても民間金融機関と連携するよう努めている。

③ 有効性

大規模災害、感染症、経済状況に応じた需要に対する資金の安定供給や新事業、事業再生、事業承継などの成長戦略分野に対する重点的な資金供給を行っている。また、政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかなどについては、外部の有識者をメンバーとした評価・審査委員会にて、評価・監視が行われている。

④ その他（財務の健全性への影響等）

融資審査にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めている。また、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導や助言を行い、償還が確実になるように努めている。



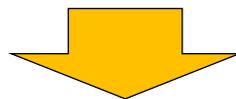
<理財局における政策評価>

政策的必要性（①）については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、事業者のニーズに沿った見直しを行った上で来年4月以降も継続するとされている。更に、ポストコロナを見据えた成長力強化等のため、事業承継やデジタル化をはじめ様々な経営課題に取り組む中小・小規模事業者を積極的に支援していることから、政策的必要性が認められる。

民業補完性（②）については、(株)日本政策金融公庫法において、一般の金融機関が行う金融を補完することを目的とする旨が定められており、民間金融機関との協調・連携の取組も着実に実施されていることから、認められる。なお、地域金融機関との協調融資実績は令和元年度が1.1兆円、令和2年度が1.5兆円（国民一般向け業務及び中小企業向け業務の計）と増加している。

有効性（③）については、評価・審査委員会において、コロナ禍において影響を受け厳しい経営環境におかれている事業者に対する支援、ポストコロナも見据えた事業再構築などの成長戦略分野等への支援などが重要な取組であると認められている。その上で、融資実績において令和2年度が13.6兆円、令和3年12月末時点が3.2兆円（国民一般向け業務（事業資金）及び中小企業向け業務の計）となっているほか、特に新型コロナウイルス感染症関連融資を中心に積極的に取り組んでおり、多くの中小・小規模事業者の事業が継続していることから、有効性が認められる。

財務への健全性への影響等（④）については、融資審査における事業見通し等の精査に加え、融資実行後のモニタリングや事業承継問題などの把握した経営課題に対する指導・助言（経営課題克服のための外部連携機関の紹介含む）を徹底することで、償還確実性を高めている。また、新型コロナウイルス感染症関連融資の取扱いに際し、国からの財務基盤強化のための出資金を受け入れて事業を行っていることから、特段の問題はない。



<政策評価の結果>

令和4年度の財投計画の編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症関連融資等のこれまでの貸付実績、今後の感染再拡大の可能性も踏まえた事業規模や自己資金等の精査を行った上で事業実施に必要な額を措置することとした（令和4年度 事業規模：9.3兆円、財政投融资計画額3.5兆円、自己資金等5.8兆円）。

これにより、(株)日本政策金融公庫において、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある中小・小規模事業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、ポストコロナを見据えた様々な経営課題（事業承継・デジタル化等）への取組を支援することとしている。

《沖縄振興開発金融公庫》

- 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度（仮称）

<施策の概要>

- 脱炭素に資する設備投資に対する低利融資の対象の拡充。

<要求省庁・機関における政策評価>

① 政策的必要性

我が国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比で46%削減することを目標としている。この実現に向け、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日）」において、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進することを掲げており、再生可能エネルギー発電設備等、脱炭素のための設備投資に対する低利融資の対象を拡充することは、この方針に則したものであることから、政策的必要性が認められる。

② 民業補完性

民間事業者の脱炭素設備導入に際し、事業の収益面・資金調達面での安定、初期負担の軽減等を図ることができ、民間金融機関からの資金調達を円滑化させる効果が期待できるため、民業補完性は担保される。

③ 有効性

本特例制度の創設により、脱炭素に向けた投資に積極的に取り組む事業者を金融面から支援することで、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進、資源循環、新技術を活用したモビリティの導入、環境と共生するまちづくり等による脱炭素化の推進が期待される。

④ その他（財務の健全性への影響等）

償還確実性については、貸付の際に沖縄公庫の審査を通じて事業計画等を精査するため、懸念はない。



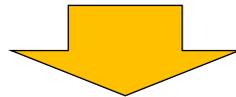
<理財局における政策評価>

政策的必要性（①）については、政府方針を踏まえ、脱炭素に資する設備投資等を支援することにより、地理的・地形的制約からエネルギーの多くを化石燃料に依存している沖縄県内事業者のカーボンニュートラルに向けた取組の促進につながることから、認められる。

民業補完性（②）については、脱炭素に資する設備投資への長期・低利な資金供給による民間金融への呼び水効果に加え、融資割合を設けることにより、沖縄県の地域金融機関との協調融資を促進することとしていることから、民業補完性は担保されている。

有効性（③）については、沖縄振興開発金融公庫から宿泊施設等における一定の需要があることが示されている小規模設備も新たに対象としていることから、脱炭素に向けた設備投資推進の有効性が認められる。

財務への健全性への影響等（④）については、沖縄振興開発金融公庫が貸付にあたって、申込先の事業見通し等を精査するとともに、信用リスク管理体制の整備・強化を行っており、融資後においても企業の業況を把握し、経営課題に対する指導等を行うこととしている。また、沖縄振興開発金融公庫が沖縄県内の地域金融機関と協調することより、地域金融機関による債権管理や連携等も期待できる。さらに、今回、小規模設備を融資対象とすることになるが、宿泊業等における電力費用の削減等による経営安定化が図られる。このような観点から、償還確実性が認められる。



<政策評価の結果>

脱炭素に資する設備投資に対する支援は、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減としている政府の方針を踏まえており、政策的必要性が認められることに加え、民間金融機関への呼び水効果や、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進が期待され、民業補完性・有効性も認められることから、カーボンニュートラル推進投資利率特例制度の創設を認めることとした。